4　議定書附属書Bのグループ2に属する物質
一　生産量　0トン
二　消費量　0トン
三　輸入量の議定書第一条7に規定する算定値　0トン
四　輸出量の議定書第一条7に規定する算定値　0トン
5　議定書附属書Bのグループ3に属する物質
一　生産量　二百四十六トン
二　消費量　0トン
三　輸入量の議定書第一条7に規定する算定値　0トン
四　輸出量の議定書第一条7に規定する算定値　二百四十六トン
6　議定書附属書Cのグループ1に属する物質
一　生産量　七百七十七トン
二　消費量　七百八十七トン
三　輸入量の議定書第一条7に規定する算定値　百三十トン
四　輸出量の議定書第一条7に規定する算定値　百二十トン
7　議定書附属書Cのグループ2に属する物質
一　生産量　0トン
二　消費量　0トン
三　輸入量の議定書第一条7に規定する算定値　0トン
四　輸出量の議定書第一条7に規定する算定値　0トン
8　議定書附属書Cのグループ3に属する物質
一　生産量　0トン
二　消費量　0トン
三　輸入量の議定書第一条7に規定する算定値　0トン
四　輸出量の議定書第一条7に規定する算定値　0トン
9　議定書附属書Eのグループ1に属する物質
一　生産量　二百二十三トン
二　消費量　二百三十六トン
三　輸入量の議定書第一条7に規定する算定値　十三トン
四　輸出量の議定書第一条7に規定する算定値　0トン

○経済産業省告示第二百六十四号

商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十号）第三条第一項の規定に基づき、商店街活性化事業の促進に関する基本方針を次のとおり定めたので、同条第四項の規定に基づき公表する。

平成二十一年八月十四日

経済産業大臣　二階　俊博

商店街活性化事業の促進に関する基本方針

この基本方針は、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（以下「法」という。）第三条第一項の規定に基づき、商店街活性化事業の促進の意義及び基本的な方向に関する事項、商店街活性化事業に関する事項並びに商店街活性化支援事業に関する事項等を定めるものである。

第一　商店街活性化事業の促進の意義及び基本的な方向に関する事項

1　商店街活性化事業の促進の意義

商店街は、元来、中小小売商業者及び中小サービス業者が多数集積しており、様々な商品やサービスをワンストップで販売・提供する「商いの場」である一方、地域の人々が数多く集まることから、お祭りやイベントなどに利用され、地域の人々が交流する「公共の場」としての役割も果たしている。こうした「商いの場」、「公共の場」を併せ持つ特徴により、商店街は、地域の中小小売商業や中小サービス業を振興するという経済的機能を有するだけでなく、地域住民の生活利便や消費者の買物の際の利便を向上させ、地域の人々の交流を促進する社会的機能をも有する存在である。

近年、我が国の地域社会では、人口減少が現実となり、少子高齢化が進展するなど社会構造の劇的な変化を背景に、本来のコミュニティ機能が低下しつつある。一方、生活の質の向上や心の豊かさ等への人々の関心が高まる中、商店街の主な顧客である地域住民からは、高齢者や子育て世代への支援、防犯・防災対策、地域文化の保存・継承、歴史的な街並みの保全、環境・リサイクル活動等の地域コミュニティ機能を商店街が担うことへの期待が高まりつつある。

一部の意欲ある商店街においては、こうした地域住民からの期待を適確にとらえ、地方公共団体や、地域の関係機関である商工団体、特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）等との連携も図りつつ、「地域コミュニティの担い手」として地域に役立つ取組を行った結果、商店街への来訪者が増加するなど商店街の活性化に成果を上げている。他方、商店街によっては、意欲を持ちながらも、地域住民の期待にこたえる取組を十分に行うことができていない場合もある。様々な商店街の状況に応じて、地域住民の期待に積極的に対応した商店街活性化事業を国が促進し、全国の商店街に広く普及させることは、地域づくりに貢献することに加え、商店街の集客力を向上させ、商店街やそれを構成する中小小売商業者や中小サービス業者の振興にもつながり、ひいては、我が国経済の活力の維持・強化及び国民生活の向上に資するものである。

2　商店街活性化事業の促進に当たっての基本的な方向

全国の商店街は、地域における社会的・経済的機能を担うことが期待されているにもかかわらず、商店街振興組合等（法第二条第二項に規定する商店街振興組合等をいう。以下同じ。）の経営資源が乏しいため、商店街活性化事業を計画し実施するために必要な資金、ノウハウ、人材等が不足している場合がある。このような商店街では、地域住民の期待に十分にこたえた商店街活性化事業の実施が難しい状況にある。

商店街がまず自己の資金、ノウハウ、人材等により商店街活性化事業を行うことが期待されるが、商店街が厳しい状況にあることを踏まえ、商店街振興組合等が商店街活性化事業を円滑に行い地域住民のニーズにこたえられるよう、国は、商店街活性化事業の実施に対して資金面での支援を行うとともに、商店街活性化支援事業への支援等を通じて、商店街活性化事業に係る専門的な知識やノウハウの収集・提供、こうした専門的な知識やノウハウを有する人材の育成等を促進することにより、商店街活性化事業の促進を図る。

また、地方公共団体によるまちづくり施策や地域振興施策との調和を図り、より効果的な商店街活性化事業への支援を行うため、国は、地方公共団体と協調して商店街活性化事業の促進を図る。

3　商店街活性化支援事業の促進の意義及び基本的な方向

多くの商店街振興組合等においては、商店街の活性化を図るため様々な取組が行われてきたところであるが、これらの取組が十分な効果を上げているのは一部の商店街に限られている。

商店街の活性化を図るために、商店街振興組合等が商店街活性化事業に係る専門的な知識やノウハウを習得することが重要である。このため、国は、こうした専門的な知識やノウハウを有する主体が商店街振興組合等に対して行う商店街活性化支援事業の促進を図る。

第二　商店街活性化事業に関する事項

1　商店街活性化事業の内容に関する事項

(1)　基本的な考え方

商店街活性化事業は、地域住民のニーズに応じて行う商品の販売やサービスの提供、イベントの実施等の地域に役立つ事業であって、その事業を通じて商店街への来訪者を増加させ、中小小売商業者又は中小サービス業者の事業機会の増大を図るものである。

(2)　商店街活性化事業計画の作成主体

商店街活性化事業が中小小売商業者又は中小サービス業者の事業機会の増大を図るものであることを踏まえると、商店街活性化事業計画を作成する商店街振興組合等の組合員又は所属員が主として中小小売商業者又は中小サービス業者であることが必要である。また、こうした事業者が組合員又は所属員の三分の二以上を占めることが望ましい。